

第一六回

参第二号

昭和二十八年六月に支給されるべき国家公務員に対する期末手当の臨時措置に関する法律（案）

法令の規定に基づいて国家公務員に対し昭和二十八年六月に支給されるべき期末手当の額の算定に当り当該職員の給与月額に乗ずる割合は、当該法令の規定にかかわらず、左の各号に掲げる割合とする。

- 一 在職期間が六月の場合 百分の七十五
- 二 在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の五十五
- 三 在職期間が三月未満の場合 百分の三十

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 法令の規定に基づいて昭和二十八年六月以後この法律施行前に支払われた期末手当は、この法律の規定に従つて算出された額に係る期末手当の内払とみなす。

理 由

最近における経済の情勢にかんがみ国家公務員に対する期末手当を増額する必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である